

優良従業員表彰規定

公益社団法人
京都労働基準協会 京都下支部

第1条 事業場の従業員で第2条のいずれかに該当する者のうち審査の上、優良な者を表彰する。

第2条 表彰は公益社団法人京都労働基準協会京都下支部長が行い、表彰状及び記念品を贈る。

第1項 労働災害防止のために有益な設備の改善、考案工夫をした者。

第2項 安全または衛生関係の職務に3年以上従事し、労働災害の防止または労働衛生(健康保持増進を含む)の向上に顕著な功績を収めた者。

第3項 同一事業場に30年以上勤務し、労働安全、労働衛生または現場指導の職務に従事したものであって、功績を収め、企業の発展に貢献した者。

第3条 表彰を申請する場合には、別に定める表彰申請書等(所要事項が記載されていれば、様式は任意です)により申請すること。

第4条 前条により申請する場合は、必要に応じ資料を添付すること。

第5条 申請書に基づき、審査委員会で審査し、その結果を支部長に報告する。

審査委員会は3名(署1名、支部2名)

委員は支部長がその都度委嘱する。

第6条 表彰式は原則として、毎年通常総会において実施する。

(附則)

1. 従来の規定(昭和35年9月1日制定)はこれを廃止する。
2. 本規定は昭和50年4月1日より実施する。(制定)
3. 本規定中の一部を改正し、昭和55年12月1日よりこれを実施する。
4. 本規定中の一部を改正し、平成21年12月1日よりこれを実施する。
5. 本規定中の一部を改正し、平成23年12月1日よりこれを実施する。
6. 本規定中の一部を改正し、平成30年12月1日よりこれを実施する。